

『ハイレベル社会科学』(KU17152)

訂正表

2017年08月31日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P.10	選択肢1の解説文	誤	<p>判例法は成文法ではないので誤りである。文字で書き表された形式を持つ法を成文法といい、近代以降、立法の働きによって制定されている法のほとんどが成文法であることから制定法ともいわれるが、判例法は成文法に含まれていない。<u>また、慣習法などの文字で書き表されていない法を不文法というが、不文法は、「法」といえども成文化されていないため、現代において法としての効力は持たない。</u>日本では、成文法が第一次的な法源として採用されており、成文法に定めがない場合に不文法が補完的に法源として採用されていることから、法としての効力を持つので本肢記述は誤りである。</p>	2017/08/31 訂正
		正	<p>判例法は成文法ではないので誤りである。文字で書き表された形式を持つ法を成文法といい、近代以降、立法の働きによって制定されている法のほとんどが成文法であることから制定法ともいわれるが、判例法は成文法に含まれていない。日本では、成文法が第一次的な法源として採用されており、成文法に定めがない場合に不文法が補完的に法源として採用されていることから、法としての効力を持つので本肢記述は誤りである。</p>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei>)に掲載された日付です。